

三重県議会
「食料自給総合対策調査特別委員会」
における説明資料

令和5年7月10日

三重県農業協同組合中央会

本日の委員会における「報告・意見・要望」の要旨

JAグループ三重は、「食料」に勝る“安全保障”はないと確信！

～ 「食料安全保障」は、バックキャスト（未来の姿から逆算し解決）で強化 ～

- I. 食料と農業に関するデータを、正しく理解し、スマートに行動する学習を拡充
- II. 食と農の理解醸成はもとより、国消国産や地産地消等の取組みへの行動変容を促進
- III. 食料自給力の構成要素（農地・水等資源、農業技術、農業就業者）を整えて向上
- IV. “美し国三重”の“美味しい食べ物”を、次代に届け続ける新たな仕組みを構築
- V. 食料安全保障は、六方よしの農業と幸福な農村をベースにオール三重の県民運動で強化

■ I. 食料と農業に関するデータを、正しく理解し、スマートに行動する学習を拡充

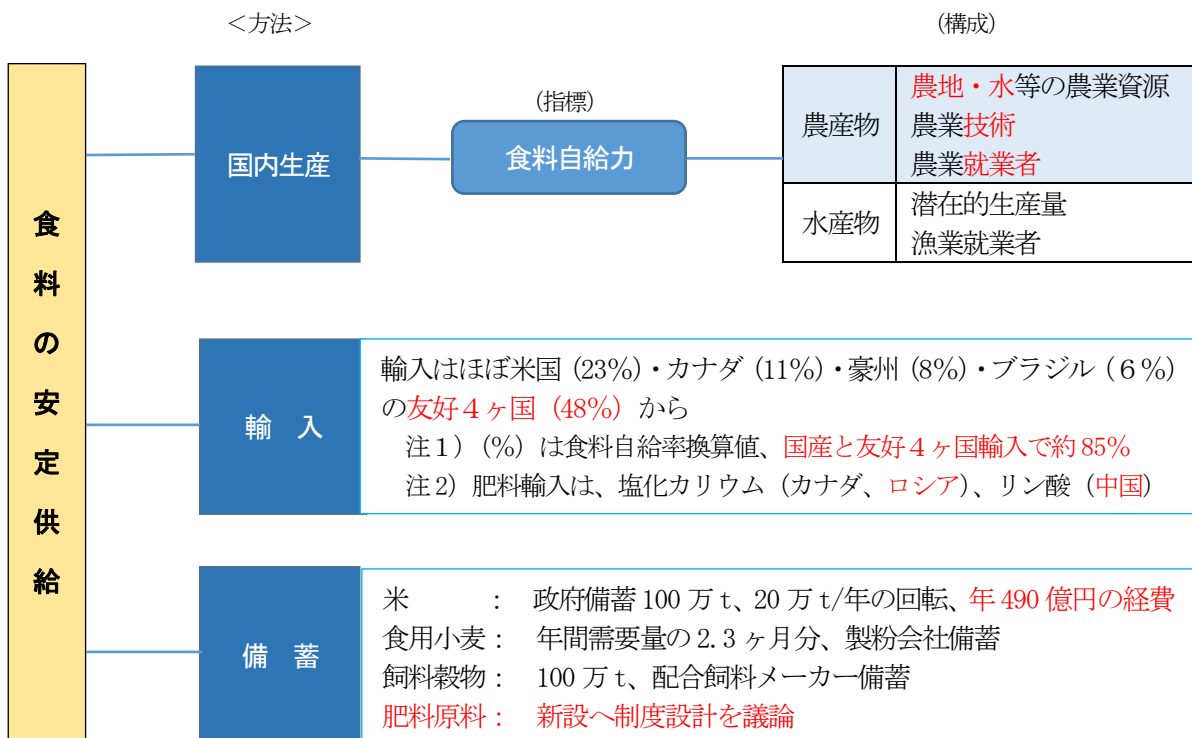
- ・食料自給の指標
- ・食料の安定供給
- ・食料供給リスクの実感と準備
- ・情報の受発信
- ・食農教育の拡充
- ・学校給食の無償化
- ・スマート農業教育

1. 食料自給の指標は、現在6種類。なお、食料自給率≠食料自給力であり、混同に注意。
基本法等に則し、目標値を設定するものの、一度も目標達成できていないが、あの手この手により、どうにかこうにか、食料自給率を維持し、踏ん張っている状況。
2. 我が国の食料自給率は、先進国で最低水準の37%であるが、食料の安定供給の方法は、「国内生産」「輸入」「備蓄」の3点セットでバランスをとって。
3. 近年、コロナ禍やウクライナ危機等で、食料だけでなく、食料生産に必要な肥料・飼料等の輸入も不安定になり、生産コストが高騰・高止まりし、農業経営が困窮。
足元すぐに、深刻な食料不足になる、リスクの実感は薄いですが、将来のリスクが顕在化。
4. 今は大丈夫としても、将来、食料の争奪戦が始まり、他国に買い負け、食料有事のリスクが高まるのか？ 高まるならば、今からどんな準備が必要か？ その準備に、どの程度の時間やコストを掛けるべきか？という、観点や協議が重要。
5. 食料安全保障の確立に向けて、スマートに行動できる、正しい情報の受発信が不可欠。
特に、自分もやらないと自分もできると、理解し行動してもらえる情報発信と取組提案。
6. 子供を対象にした学童農園や親子料理教室、無償化が検討されている学校給食等で、食料を大切に思い、農業に関心を持つ食農教育を拡充、さらに、高等学校等でのスマート農業の学習ができる体制を整備し、未来の食料の“理解者”や次代の農業の“担い手”を育成することが重要。

【食料自給の指標（令和3年度）】

指標名	計算式等
品目別自給率	重量ベース：国内生産量／国内消費仕向量（国内生産＋輸入－輸出±在庫増減±イン・アウトバウンド） 米：98%、小麦17%、大豆7%、野菜78%、牛肉38%、豚肉49%、鶏肉65%、鶏卵97%
総合食料自給率	供給熱量ベース：1人1日当たりの国産供給熱量（860 kcal）／供給熱量（2,265 kcal） 38%（目標45%）
	生産額ベース：国内生産額（9.9兆円）／国内消費仕向額（15.7兆円） 63%（目標75%）
食料国産率	飼料自給率25%を反映させず算出。飼料が国産か輸入にかかわらず国内生産の状況の評価 供給熱量ベース：47%（1,071 kcal/2,265 kcal） 生産額ベース：69%（10.8兆円/15.7兆円）
食料自給力	国の潜在的な生産能力を供給熱量ベースで表す、農地や労働力を加味した指標 必要エネルギー量2,169 kcalに対し、米麦中心作付パターンで1,755 kcal、イモ類中心作付パターンで2,418 kcal

【食料の安定供給の方法】



【食料安定供給の5つのリスク】

1. 食料自給率の低迷	・食料の多くを輸入に頼りすぎ
2. 農業生産基盤の弱体化	・農家の減少と高齢化、農地の減少が進む
3. 多発する自然災害	・多くの災害が世界と日本の農業を直撃
4. 世界的な人口増加	・食料や資源の争奪・不足
5. 国際化の進展	・輸入増加で食料自給率低下の可能性

■Ⅱ. 食と農の理解醸成はもとより、国消国産や地産地消等の取組みへの行動変容を促進

- ・理解できたら行動に
- ・国消国産の意義
- ・地産地消の拡充
- ・自分事取組み
- ・食料自給率と自給力を上げる主役
- 食料自給率を上げる方法
- ・安定供給（お届け）

1. これまで、消費生活者に対し、食と農への理解を醸成する活動（広報、イベント）に、相当の努力をしてきたが、残念ながら、食料自給率が向上する結果には、つながっていない。
2. 今、食料安全保障の確立が、農政の最重要課題で、食料・農業・農村基本法を見直し中。これから、一人一人が、国消国産（国に必要な食料は、できるだけ、その国で生産するのが望ましい）の理解や地産地消の拡充等に、自分事として行動を変容するよう誘導。
3. 食料自給率を上げる主役は、消費サイド。生産サイドは、製品の質と量を高める努力を。食料自給力を上げる主役は、生産サイド。消費サイドは、国産・県産を買って、食べて、飲んで、手伝って、の応援を。それぞれの主役を全力で支援するのが、行政や民間組織。
4. 食料自給率を上げる有効な方法は、国民一人一人が、
 - ① 国産・地場産の食品を選んで食べる
 - ② 米や野菜を中心に、バランスのよい食事を心掛ける（日本型食生活）
 - ③ 食べ残しや賞味期限切れに気を付けて、食品ロス（約570万t/年）を減らすできることから始めるよう誘導。注）食料自給力を上げる方法は、次項で説明
5. なお、食料の安定供給とは、食卓まで、確実に十分な食料を届けることで完結。子ども食堂や学校給食、フードバンク等への食料支援、買い物難民を支援する移動購買車の運行、物流2024年問題（トラック運転者の働き方改革）の対策、卸売市場の改革など、供給量だけでなく、流通問題にも、迅速かつ的確な対処が急務。

【現行の「食料・農業・農村基本法」のポイント】 ・ ・ 現在、鋭意見直し中

概要	1961年制定の農業基本法に代わり1999年に制定 ・ 農業基本法：農業の産業としての発展を目的 ・ 現行法：食料や農村も包摂、国民全体の生活安定や経済発展が目的
4つの基本理念	① 食料の安定供給の確保 ② 農業の持続的な発展 ③ 多面的機能の発揮 ④ 農村の振興
基本計画	* 「関連施策の基本的方針」と「食料自給率の目標」を定め、概ね5年ごとに見直し * 「自給率目標」は向上を旨とし、農業者らが取り組むべき課題を明確にする

【JAグループによる食料安保に関する政策提案のポイント】

* 平時を含む食料安保強化を基本法に明記	* 食料安保を定期評価する仕組みの構築
* 小麦、大豆、飼料作物、米粉の増産	* 米の備蓄水準堅持と食料用穀物備蓄の強化
* 農業の再生産に配慮した適正な価格の実現	* 中小・家族経営など多様な担い手の位置付け

【政府による「基本法の各分野の主な見直し事項」（中間整理）】 ・ ・ 来年の通常国会で法改正

食料	・ 全国民の円滑な食品アクセス ・ 適正な価格形成に向けた仕組みの構築	農村	・ 保全管理活動への農業者以外の参画 ・ 農村でのビジネス創出
農業	・ 個人経営の発展、農業法人の経営基盤強化 ・ 農地保全等で一定の役割を果たす「多様な農業人材」の位置付け ・ 小麦や大豆、業務用野菜の国内生産拡大 ・ 経営安定対策の充実 ・ 肥料の価格転嫁が間に合わない際の対策	その他	・ 持続可能な農業の主流化 ・ 食料自給率目標以外の数値目標設定 ・ 不測時対応について法的根拠を検討

【JAグループの国消国産・地産地消等の取組方向】

1	<基本活動の強化> 学校給食、企業食堂や高齢者福祉施設、中食・外食産業等の多様な施設・形態における地場産物の利用拡大を促進
2	<地産地消+地消地産> プロダクトアウトにマーケットインの産物を追加するため、直売所POSデータ等を分析・活用し、生産会員に生産提案
3	<農と食を未来につなぐ運動> 消費拡大・生産拡大・品質向上運動と農政運動に一体的に取り組むことで、地域内生産・地域内消費の好循環を生み出し、農業生産の拡大と農業者の所得増大に
4	<地域農業振興+地域活性化+地域経済循環> 県産・地場産農畜産物を、県外で出稼ぐ・県外から関係人口を呼び込む・外からの物を内で置き換えてまわす、3つで、生産販売の拡大と雇用創出

■Ⅲ. 食料自給力の構成要素（農地・水等資源、農業技術、農業就業者）を整えて向上

- ・農地の集約（面的集積）
- ・機械装備や施設等農業資源の更新
- ・スマート農業の推進
- ・大規模担い手経営体と多様な農業人材
- ・中規模経営体の確保
- ・食料安全保障関連予算の確保
- ・自助＋共助＋公助（国、県、市町）

1. 食料自給力は、国内の農地等資源をフル活用した場合の潜在生産能力。

農地面積と担い手数は漸減傾向で、このままでは、将来的に危機的な状況に。

なお、食料自給力向上施策は、国の責務として、「国に働き掛けること」と「県が主体的に支援すること」を整理。

2. 食料自給力の向上には、農地や労働力等の確保・有効活用、収量と品質の安定が重要。

農政の基本目標は、担い手経営体が、優良農地の集約により規模拡大を図り、新しい機械・施設・技術に更新、補助労働力を利用しながら、安全・安心なブランド農産物を、安定的に生産販売し、再生産可能な農業所得を増大する、“スマートな農業”を持続的に展開する姿の実現。

3. 一方で、現実の現場の問題として、農業と農村を面的に維持し食料を自給するには、多彩な農業と多様な農業者（プロ、セミプロ、アマチュア、ホビー）の共存共栄が重要課題。

4. 大規模担い手経営体の育成と多様な農業人材の位置付けが重要テーマとなる中で、特に、

中規模経営体（例：水田 30 ha程度、青果は約 3 haで、売上 3 千万円以上）の確保いかんが、将来の食料自給力を左右。

5. 今後、食料自給力を維持・向上させる施策は、自助＋共助＋公助の考えをベースに、まず、

食料安全保障の十分な財源を確保し、チャレンジへの支援とセーフティネットの拡充を。

とりわけ、農地集約の推進、農業用水路の修繕、共同利用施設や機械装置の更新、スマート技術の導入、経営所得安定対策や日本型直接支払の拡充に係る農林予算の措置が重要課題、あわせて、農業融資枠の増額、農業税制の優遇などに、特段の配慮を。

【経営安定対策の強化】 ・ ・ 販売価格と生産コストの両面からの十分な対策を

販売価格変動の影響を緩和する主な経営安定対策		
1	水田活用の直接支払交付金	・水田を活用して麦、大豆、飼料作物、飼料用米等を生産する農業者を支援
2	畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	・標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を交付
3	米・畑作物の収入減少影響 緩和交付金 (ナラシ対策)	・米、麦、大豆等の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に差額の 9割を補填
4	牛・豚マルキン	・標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を生産 者と国による積立金より交付
5	肉用子牛生産者補給金	・肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し 補給金を交付
6	加工原料乳生産者補給金	・加工原料乳 (バター、脱脂粉乳等) として仕向けた生乳の実績数量に応じ て補給金を交付
7	野菜価格安定制度	・対象野菜 (14品目) の価格が著しく低落した場合、生産者及び国等の積立 金より補給金を交付
8	収入保険	・保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を 上限に補填
資材価格の高騰を踏まえ緊急に措置されている対策		
1	配合飼料価格安定制度 県上乗せ	<通常補填> 生産者と飼料メーカーの積立金により、輸入原料価格が直近 1か月の平均を上回った場合に補填を実施 <異常補填> 生産者と飼料メーカーの積立金により、輸入原料価格が直近 1か月の平均の115%を超えた場合に補填を実施
2	肥料価格高騰対策 県上乗せ	・化学肥料低減の取り組みを行った上で、前年度から増加した肥料費につい て、その7割を支援金として交付
3	施設園芸等燃油価格高騰 対策	・生産者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の規準を超えた場合に 補填

【日本型直接支払の拡充】 ・ ・ 臨機応変かつ機動的に用途できるように

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として支払い		
1	環境保全型農業直接支払	・自然環境の保全に資する生産方式の導入に係る活動の追加的コストを支援
2	多面的機能支払	・多面的機能を支える共同活動を支援 ・地域資源 (農地、水路、農道等) の質的向上を図る共同活動を支援
3	中山間地域等直接支払	・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正 ・中山間地域等において、農用地を維持管理していくための協定に従って農 業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付

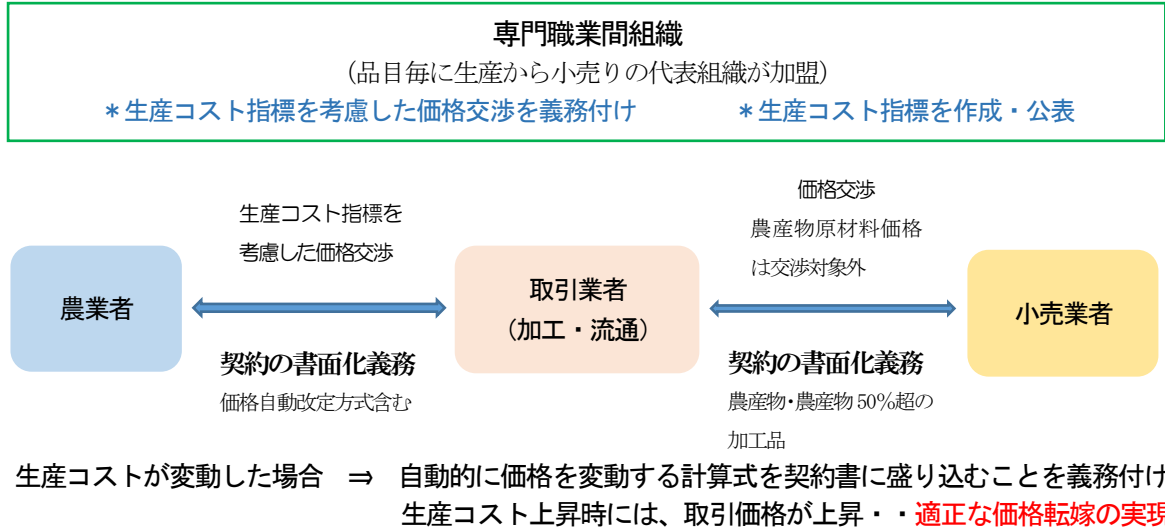
■IV. “**美し国三重**”の“**美味しい食べ物**”を、**次代**に届け続ける**新たな仕組み**を構築

- ・再生産可能な**適正価格**の形成
- ・**環境負荷軽減**
- ・**農業関係人口**による消費拡大
- ・農地の担い手の**目標地図**と**地域計画**づくり
- ・**副業農業**や**農福連携**等の取組み
- ・自治体農政の体制強化
- ・**食農サービス事業体**の創設

1. 食料安全保障の確立に向けて、現行施策の**取組み**では、事足りず、新たな“**仕組み**”を構築し取り組むことが肝要。
2. 農業経営は、生産コストの増額分を販売価格に転嫁できず、緊急支援を受けても、不安定な状況。**生産現場**では、特に、フランスの法制度にならって、**再生産可能な適正価格**を形成する、新たな仕組みの早期具体化に期待する、一方で、**環境負荷軽減**に向けて動き出した、みどりの食料システム戦略に基づく、新たな農業施策にも注目し対処する必要。
3. **観光**の4条件（気候・自然・文化・**食事**）を満たす、**美し国三重**は、観光業と農林水産業の**連携強化策**により、人口減少の状況でも、**関係人口**（観光以上移住未満）を呼び込み、地域経済の循環・特産品の**消費拡大**、ひいては、食料自給力の維持に期待。
4. 令和7年3月末までに、各市町が、農業・産地の将来像として、農地一筆ごとに10年後の担い手を**目標地図**に落とし込んで**地域計画**を策定する、大変な取組みがスタートし、**自治体農政**等の人的体制の強化が急務。
5. 農業生産の担い手を補助し、農村を支援する取組みとして、労働力マッチングアプリ、**副業農業**、**農福連携**、**農泊**、**新たな旅スタイル**（おてつたび）等の仕組化と普及拡大を。
6. **将来的**に我が国全体の人口や経済力が**縮減**する状況だからこそ、**食料安全保障**を強化する**施策の総動員**を。さらに、食料安定供給リスクの**ヘッジ・マネジメント**として、担い手経営体の農業生産を補完する、官民共同の**食農サービス事業体**（仮称）の創設・支援を。

【再生産可能な適正価格の形成】 ・ ・ フードバリューチェーンの各段階を巻き込んだ仕組みの創設を

● 1. フランスの「農業生産者報酬保護法」(エガリム法) の概要



● 2. 適正な価格形成に向けた仕組みの創設 (イメージ)

①	・ フードバリューチェーン全体の理解・合意の上、国の関与のもと「生産コスト指標」を作成
②	・ 各段階の価格交渉において、生産コスト(農業者・加工業者間取引)・原価(加工・卸・小売業者間取引)を考慮する旨義務付け
③	・ 生産コストの変動を適正に価格に反映させるため、契約書にコストの変動等を自動改定できる決定方式を盛り込むことを義務付け

【食農サービス事業体(仮称)のイメージ】

創設目的	食料安全保障のリスクヘッジとして、地場農産物の安定供給と産地の維持、雇用の創出
事業内容	食料の生産・加工・供給等のビジネス ～ 最後の受け皿、最強の経営体、最新の技術力、最高の品質、最適な環境 ～ 農作業・経営の受託、農業の経営、農業機械・装備のレンタル、野菜苗の生産販売 農業労働力の仲介斡旋、学童農園・市民農園・料理教室の運営、新技術・新品種の試験、 農産物の輸送・宅配、食品移動購買車の運営、地場農産物の販促、6次化商品開発 など
経営体制	官民の協働経営 ・ ・ 例えば、現存の農業経営を実施するJA子会社等を母体に改組

■V. 食料安全保障は、**六方よしの農業と幸福な農村**をベースに**オール三重の県民運動**で強化

- ・VUCA時代の食料問題
- ・儲かる農業の環境づくりと稼ぐ力の育成
- ・ニッポンフードシフト
- ・六方よしの農業
- ・WELL - BEINGな農村
- ・オール三重の県民運動

1. VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）時代は、将来の予測が難しいが、2050年には、**世界の食料需要は3割増**に、一方で、**日本の農業生産力は半減**（農業経営体数▲84%、農業生産額▲52%）するとの推測が・・・。
2. KGI（重要目標達成指標＝食料自給率・食料自給力）とKFS（重要成功要因＝**地産地消・農業所得の増大**）とKPI（重要業績評価指標＝各種農業施策）の関係性を踏まえ、**国消国産・地産地消運動**を展開するとともに、**儲かる農業の環境づくりと農業者の稼ぐ力**を育成することが重要。
3. 農水省は、令和2年より、消費者が、国産農畜産物を積極的に選ぶ状況を作り出すため、食育や地産地消など、官民協働の**国民運動**を提起し、展開しているが・・・。
4. また、県民が県産食品を意識して購入する割合が、近年、低下（70%→60%）傾向にあり、**メディアやイベント**を通じて、食と農の距離を縮める**PR活動や誘導対策**の強化を。
5. 三重県における食料安全保障は、**六方よし**（作り手よし、売り手よし、買い手よし、世間よし、地球よし、未来よし）の農業と**WELL - BEING**（幸福・健康）な農村をベースに、**県庁横断・協同組合間連携・官民協働**による、**オール三重**の取組体制を整備し、食料自給率・食料自給力を向上する**県民運動**で強化。

【ニッポンフードシフト】

1. ニッポンフードシフトとは、消費者、生産者、食品事業者、日本の食を支えるあらゆる人々と行政が一体となって、考え、議論し、行動する国民運動のこと。
2. この運動の目的は、消費者が、国産農畜産物を積極的に選ぶ状況を作り出すため、食育や地産地消などを、消費者、農協、食品関連事業者を含め、官民が協働した新たな国民運動を展開すること

食から日本を考える。

**NIPPON
FOOD
SHIFT**

【「食料安全保障の強化」の取組みに関する特別決議】

農業を取り巻く情勢は、生産資材価格の高止まりが、農業経営に大きな影響を及ぼす一方、国産農畜産物への価格転嫁は進まず、生産現場は危機的な状況にさらされています。

このような中、政府・与党は、「食料・農業・農村基本法」の見直しを進めており、基本法検証部会が、5月29日に緊急時の食料増産等を柱とする「中間とりまとめ」を公表しました。

来年の通常国会での基本法改正に向けて、今後、見直し議論が加速化し、基本計画や関連制度などの具体的な施策の協議が行われることから、食料安全保障の強化を目的に、基本農政の確立を目指し、実現する必要があります。

これらを踏まえ、JAグループ三重は、食と農を基軸とする地域に根ざした協同組合として、“地域農業の持続的発展”と“安全・安心な食料の安定供給”の使命を果たすため、下記の事項に取り組みます。

記

1. 「全国農政運動」に呼応し、政府・与党に対して、基本法の改正に即した、基本計画の策定、関連法制度の見直し、施策の拡充を求めます。
2. 不断の「JA自己改革」を通じ、行政の支援を得つつ、産地や多様な担い手を育成し、農業生産基盤の強化に取り組みます。
3. “県民が県産農畜産物を選び消費される”よう、県等関係機関とともに、消費者や事業者への理解と協力を醸成し、行動変容につなげる「情報発信」や「販売活動」を展開します。

以上、決議します。

令和5年6月30日
三重県農業協同組合中央会
第167回通常総会

